

商品概要説明書

大口定期貯金

(平成23年4月1日現在適用中)

1. 商品名 (愛称)	・自由金利型定期貯金 (愛称：大口定期貯金)
2. 販売対象	・法人および個人
3. 期間	・定型方式 1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年 ・期日指定方式 1か月超5年未満 ・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1,000万円以上 ・自動継続扱いのものは、預入時および自動継続後のいずれも1,000万円以上5,000万円未満 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。 ・自動継続後の場合は、原則としてこの定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て）により計算します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。 ・個人の場合は20%（国税15%、地方税5%）の分離課税、法人の場合は総合課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率) ・マル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いはできません。

<p>9. 中途解約時の取扱い</p>	<p>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>次のA. およびB. の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率。ただし、計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限とします。</p> <p>A. 次の預入期間に応じた利率</p> <p>(1) 1か月もの、3か月もの、6か月もの、1年もの、2年もの 定型方式および1か月超3年未満の期日指定方式</p> <table border="0"> <tr> <td>①預入期間が6か月未満の場合</td> <td>解約日における普通貯金利率</td> <td>(2) 3年もの定型方式</td> <td>①預入期間が6か月未満の場合</td> <td>解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td>②預入期間が6か月以上1年未満の場合</td> <td>約定利率×50%</td> <td></td> <td>②預入期間が6か月以上1年未満の場合</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>③預入期間が1年以上の場合</td> <td>約定利率×70%</td> <td></td> <td>③預入期間が1年以上1年6か月未満の場合</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>④預入期間が1年6か月以上2年未満の場合</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>⑤預入期間が2年以上の場合</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> </table> <p>(3) 4年もの定型方式および3年超4年未満の期日指定方式</p> <table border="0"> <tr> <td>①預入期間が6か月未満の場合</td> <td>解約日における普通貯金利率</td> <td>(4) 5年もの定型方式および4年超5年未満の期日指定方式</td> <td>①預入期間が6か月未満の場合</td> <td>解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td>②預入期間が6か月以上1年未満の場合</td> <td>約定利率×10%または解約日における普通貯金利率のうち、いずれか低い利率</td> <td></td> <td>②預入期間が6か月以上2年未満の場合</td> <td>約定利率×10%または解約日における普通貯金利率のうち、いずれか低い利率</td> </tr> <tr> <td>③預入期間が1年以上2年未満の場合</td> <td>約定利率×20%または解約日における普通貯金利率のうち、いずれか低い利率</td> <td></td> <td>③預入期間が2年以上3年未満の場合</td> <td>約定利率×20%</td> </tr> <tr> <td>④預入期間が2年以上3年未満の場合</td> <td>約定利率×30%</td> <td></td> <td>④預入期間が3年以上4年未満の場合</td> <td>約定利率×30%</td> </tr> <tr> <td>⑤預入期間が3年以上の場合</td> <td>約定利率×60%</td> <td></td> <td>⑤預入期間が4年以上の場合</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> </table> <p>B.</p> $\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ <p>(注) 基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を通帳・証書記載の満期日（継続したときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当組合所定の利率とします。詳しくは、窓口におたずねください。</p> <p>・中間払利息が支払われている場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を精算します。</p>	①預入期間が6か月未満の場合	解約日における普通貯金利率	(2) 3年もの定型方式	①預入期間が6か月未満の場合	解約日における普通貯金利率	②預入期間が6か月以上1年未満の場合	約定利率×50%		②預入期間が6か月以上1年未満の場合	約定利率×40%	③預入期間が1年以上の場合	約定利率×70%		③預入期間が1年以上1年6か月未満の場合	約定利率×50%				④預入期間が1年6か月以上2年未満の場合	約定利率×60%				⑤預入期間が2年以上の場合	約定利率×70%	①預入期間が6か月未満の場合	解約日における普通貯金利率	(4) 5年もの定型方式および4年超5年未満の期日指定方式	①預入期間が6か月未満の場合	解約日における普通貯金利率	②預入期間が6か月以上1年未満の場合	約定利率×10%または解約日における普通貯金利率のうち、いずれか低い利率		②預入期間が6か月以上2年未満の場合	約定利率×10%または解約日における普通貯金利率のうち、いずれか低い利率	③預入期間が1年以上2年未満の場合	約定利率×20%または解約日における普通貯金利率のうち、いずれか低い利率		③預入期間が2年以上3年未満の場合	約定利率×20%	④預入期間が2年以上3年未満の場合	約定利率×30%		④預入期間が3年以上4年未満の場合	約定利率×30%	⑤預入期間が3年以上の場合	約定利率×60%		⑤預入期間が4年以上の場合	約定利率×70%
①預入期間が6か月未満の場合	解約日における普通貯金利率	(2) 3年もの定型方式	①預入期間が6か月未満の場合	解約日における普通貯金利率																																															
②預入期間が6か月以上1年未満の場合	約定利率×50%		②預入期間が6か月以上1年未満の場合	約定利率×40%																																															
③預入期間が1年以上の場合	約定利率×70%		③預入期間が1年以上1年6か月未満の場合	約定利率×50%																																															
			④預入期間が1年6か月以上2年未満の場合	約定利率×60%																																															
			⑤預入期間が2年以上の場合	約定利率×70%																																															
①預入期間が6か月未満の場合	解約日における普通貯金利率	(4) 5年もの定型方式および4年超5年未満の期日指定方式	①預入期間が6か月未満の場合	解約日における普通貯金利率																																															
②預入期間が6か月以上1年未満の場合	約定利率×10%または解約日における普通貯金利率のうち、いずれか低い利率		②預入期間が6か月以上2年未満の場合	約定利率×10%または解約日における普通貯金利率のうち、いずれか低い利率																																															
③預入期間が1年以上2年未満の場合	約定利率×20%または解約日における普通貯金利率のうち、いずれか低い利率		③預入期間が2年以上3年未満の場合	約定利率×20%																																															
④預入期間が2年以上3年未満の場合	約定利率×30%		④預入期間が3年以上4年未満の場合	約定利率×30%																																															
⑤預入期間が3年以上の場合	約定利率×60%		⑤預入期間が4年以上の場合	約定利率×70%																																															
<p>10. 貯金（預金）保険制度（公的制度）</p>	<p>・保護対象</p> <p>当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>																																																		
<p>11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または管理部（電話：042-755-8723）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、神奈川県農業協同組合中央会が設置・運営する神奈川県JAバンク相談所（電話：045-680-3079）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合管理部または神奈川県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>横浜弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）</p>																																																		
<p>12. その他参考となる事項</p>	<p>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p>																																																		